

質問への回答

「与謝野町役場野田川庁舎 2 階研修室使用事業者募集要項」に関し、質問を受けましたので、下記のとおり回答します。

回答番号	募集要項 ページ	項目	質問内容	回答
1	1 ページ	2 使用期間	令和 6 年 3 月 1 日以降に許可いただく項目として、「機器の設置、更新、撤去等」と記載がありますが、「工事全般」について許可いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	与謝野町役場の業務の支障とならない範囲で「工事全般」について許可する予定としております。ただし、工事内容によって与謝野町役場の業務の支障となる場合は、別途日程を与謝野町と協議の上実施いただく必要が生じる可能性があります。
2	2 ページ	3 使用料	ATM 設置箇所に係る「面積」「使用料」をご教示ください。	使用可能面積は約 25 m <sup>2</sup> （縦 5m×横 5m）、使用料単価は、約 2,195 円/m <sup>2</sup> となります。なお、許可については、使用可能面積の範囲内で、応募者が提案される面積に応じ行う予定としております。なお、ATM 設置に際しては、建築基準法をはじめ法令等により規制がかかる可能性がありますので事前に使用事業者により各関係機関にお問い合わせのうえ、ご検討ください。
3	7 ページ	9 応募手続	ATM 設置を希望する場合の記載方法をご教示ください。	事業提案書の利用計画図として ATM の設置図面（イメージ図、概略図可）を提出してください
4	7 ページ	9 応募手続	使用事業者に選定された後に提出する「行政財産使用許可申請書」は、今回の募集箇所に係る部分と ATM 部分は別で提出する形になるのでしょうか。	別で提出をお願いする予定としています。

5	7 ページ	9 応募手続	3月1日からATM工事を開始するための「行政財産使用許可申請書」の提出期限をご教示ください。	通常ですと2週間程度で許可手続きは完了しますので、令和6年2月15日を目途に提出いただければ令和6年3月1日から使用可能であると考えます。しかしながら、今回の許可は工事を伴うため、工事に関する協議を並行して行う必要がありますので、協議の進展によっては、2週間以上時間を要する可能性があります。工事に関する協議に要する期間については、工事計画がどれだけ庁舎運営に影響を及ぼすかによって変わってきますので、現時点で明示することはできません。
6	7 ページ	9 応募手続	事業提案書の記載事項である「収支計画」について、野田川庁舎に入居する箇所みの算出は困難であることから、銀行全体の決算見込みを記載することでよろしいでしょうか。	現時点の収支計画があるのであれば、提出いただきたいと思いますと考えておりますが、収支計画の作成が困難な場合は、応募に際して収支計画を提出いただく必要はありません。その場合、応募書類として挙げている「事業提案書」については、収支計画以外の内容を記載したものを提出してください。
7	9 ページ	11 選定後の手続等	「使用事業者選定後に申請書を提出」と記載がありますが、3月1日から工事開始するための「行政財産使用許可申請書」の提出期限をご教示ください。	回答番号5の回答をご参照ください。
8	4 ページ	5 使用の条件	研修室入口の木製扉を改造し電子錠を設置する、または扉自体を更新することは可能でしょうか。	躯体に影響が出ず、原則野田川庁舎に設置の設備で対応可能な範囲であれば電子錠の設置、扉の更新のいずれも可能です。設置に関して、設備の更新等が必要な場合は、与謝野町と協議のうえ実施することとし、費用負担については、使用事業者でお願いいたします。
9	4 ページ	5 使用の条件	湯沸室のガス台等は使用事業者側で撤去してもよろしいでしょうか。	撤去可能です。ただし、撤去及び撤去後の補修等については使用事業者の費用負担でお願いいたします。

10	4 ページ	5 使用の条件	<p>建物外に使用事業者専用の郵便受を設置することは可能でしょうか。</p>	<p>設置箇所について与謝野町と協議の上、設置可能です。</p> <p>なお、郵便受設置に係る使用許可と使用料の決定については、ATM 設置の場合と同様に、使用事業者決定後に協議により行う予定としており、今回募集要項 2 ページ「3 使用料」の項で提示する使用料には含んでいませんので、応募に際して提案する使用料の金額には郵便受設置に係る使用料は含めないでください。</p> <p>なお、応募時点で郵便受設置箇所の希望箇所がある場合は、募集要項 7 ページ「9 応募手続」、「(1) 応募書類」、「ク 事業提案書」の利用計画図として設置箇所のわかる図面を添付してください。</p>
11	4 ページ	5 使用の条件	<p>お客様が認識できるように、駐車場入口付近等に使用事業者の看板を設置することは可能でしょうか。</p>	<p>設置箇所について与謝野町と協議の上、設置可能です。</p> <p>なお、看板設置に係る使用許可と使用料の決定については、ATM 設置の場合と同様に、使用事業者決定後に協議により行う予定としており、今回募集要項 2 ページ「3 使用料」の項で提示する使用料には含んでいませんので、応募に際して提案する使用料の金額には看板設置に係る使用料は含めないでください。</p> <p>なお、応募時点で看板設置箇所の希望箇所がある場合は、募集要項 7 ページ「9 応募手続」、「(1) 応募書類」、「ク 事業提案書」の利用計画図として設置箇所のわかる図面を添付してください。</p>
12	4 ページ	5 使用の条件	<p>お客様が認識できるように、使用事業者の場所を案内する案内板を建物内（1 階及び 2 階エレベーターホール付近）に設置することは可能でしょうか。</p>	<p>設置箇所について与謝野町と協議の上設置可能です。ただし、可能な限り容易に移動ができるものの設置をご検討ください。</p>

13	4 ページ	5 使用の条件	<p>研修室の空調・照明設備が故障したときの対応や修理負担はどちらがするのでしょうか。</p>	<p>空調・照明設備等、既に野田川庁舎に設置されている設備の修繕については、町の負担で行います。なお、予算や業者選定の関係で、修理に一定期間要する場合があります。また、当該修繕に係る費用については、野田川庁舎維持管理事業費で支出することになりますので、翌年以降の使用料に使用面積按分した金額が反映されることとなります（事業者費用負担約9%）。一方、使用事業者が設置した設備等については、使用事業者の負担で修繕をお願いいたします。また、照明の球替えについては、使用事業者をお願いいたします。</p>
14	4 ページ	5 使用の条件	<p>建物入口付近に現金輸送車等が停車することは可能でしょうか（1日2回、1回あたり数分程度）。</p>	<p>来客者駐車スペースとして野田川庁舎駐車場 25 m<sup>2</sup>（2区画分）を使用いただく予定としておりますので、現金輸送車についてもそちらの区画に駐車願います。なお、来客者駐車スペースは特に固定柵を設ける予定とはしておりませんので、駐車に際しては、庁舎入口に近い駐車柵を使用いただいで構いません。</p>
15	4 ページ	5 使用の条件	<p>研修室には警備会社による機械警備を設置する予定ですが、有事の際、夜間・休日の警備員の入館方法についてご教示ください。</p>	<p>休日の午前8時30分から午後5時15分までは、野田川庁舎住民税務課窓口で与謝野町職員が日直業務を行っておりますので、使用事業者の警備を担当する者であることを証明する身分証明証を提示いただき、入室いただきますようお願いいたします。それ以外の業務時間外については、宿直室に町が委託している警備員が常駐しておりますので、インターフォンを押して同様の手続きをお願いいたします。インターフォンの位置等については、使用事業者決定後お伝えいたします。</p>

16	2 ページ	3 使用料	<p>記載の年間使用料 1,734,937 円は税込み価格か税抜き価格か、どちらでしょうか。</p>	<p>使用料は、建物使用料、附帯設備使用料、土地使用料で構成されており、建物使用料及び附帯設備使用料は課税対象、土地使用料は非課税となり、年間使用料 1,734,937 円は、課税対象の建物使用料及び附帯設備使用料については税込となります。内訳については、以下内訳のとおりです。</p> <p>なお、提案いただく使用料についても税込で提案いただくこととし、提案いただいた使用料を下記内訳（建物使用料、附帯設備使用料、土地使用料）の割合で按分して課税対象の使用料（税込金額）を算出し、課税対象の使用料のうち 10/110 相当額を消費税として請求する予定です。</p> <p>内訳</p> <p>建物使用料            959,585 円（税込 課税対象）</p> <p>附帯設備使用料    720,495 円（税込 課税対象）</p> <p>土地使用料            54,857 円（非課税）</p>
17	4 ページ	5 使用の条件	<p>移転日（営業開始日）は、もちろんお知らせはさせていただきますが、使用事業者単独で決定してもよろしいでしょうか</p>	<p>募集要項 4 ページ「5 使用条件」、「(2) 使用物件の整備」の中で、令和 6 年度中に店舗として整備して設置することと記載していますので、令和 6 年度中であれば、使用事業者単独で営業開始日を決定いただいて結構です。営業開始日を決定されましたら、事前に与謝野町にお知らせください。</p>